

違憲訴訟の会・大分ニュースNo.1

2017・2・1

安保法制違憲訴訟の会・大分 〒870-0047 大分市中島西 1-4-14-3F

おおいた市民法律事務所内 電話 097-533-6543 fax097-533-6547

口座：大分銀行本店普通 7581769 安保法制違憲訴訟の会・大分 事務局長 河野 聡

<1月10日に42名で提訴>

安保法制違憲訴訟の会・大分では、1月10日（火）午後4時に原告42名で大分地裁に提訴しました（代理人弁護士は28名）。大分での提訴は、東京、福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、神奈川、広島、福岡、京都、山口、女性の裁判に次いで15番目。今年に入って13の道県で提訴の準備が進んでいます。



<決起集会に50名が参加>

当日開かれた決起集会には50名が参加、東京からお招きした内田雅敏弁護士の記念講演を熱心に拝聴しました。また、二宮孝富・松本文六両氏を会の代表にお願いしました。

—内田弁護士の記念講演から—

安保法制と原告が蒙る被害・損害をどう結びつけるかが課題。「平和的生存権」「人格権」「憲法制定権」がキーワードになるのではないかと。

憲法破壊の安倍政権に対する闘いは、70余年前の非業無念の死者たちとの、そして戦後の平和運動を担ってきた今は亡き死者たちとの共闘であり、私たちの子供、孫たち、未来の子供たちに「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意した（憲法前文）、この国を引き継ぐための未来との共闘であり、そして「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」（同）、とりわけアジアの民衆との共闘という三つの共闘であることを自覚しよう。

新 安 保 法 制 法 違 憲 訴 訟 の 意 義

二宮孝富（違憲訴訟の会・大分 原告代表）

この訴訟は、裁判所に戦争法が憲法違反であることの確認を求める運動です。

この訴訟の第1の意義は、戦争法に対する人々の関心が薄れていくのを食い止めることです。安倍政権は、人々がこの問題を<忘れる>こと、<あきらめる>ことを期待しています。しかし、私たちは、それに抗して、戦争法の廃止に向けて声をあげ続けます。

第2の意義は、新安保法制法が憲法違反であることを訴えることです。閣議決定で憲法解釈を変更したことは、立憲主義の破壊であり、武力行使の危険性を大にした戦争法が違憲であることは、多くの法律専門家が指摘しています。また、世論を無視し、強引に戦争法を成立させたことは、民主主義の破壊であり、国民の憲法改正権を侵害するものです。

第3に、平和的生存権の意義を問うことです。訴訟は、戦争法によって平和的生存権が侵害され、それにより蒙った精神的損害の賠償請求という形をとります。この平和的生存権は、「現実的な戦争による被害や恐怖にさらされるような」場合に損害賠償を求めることができる具体的権利性があるのです（イラク訴訟名古屋高裁判決）。戦争法は、武力行使への歯止めを撤廃したために、戦争への不安や恐怖はまさに現実のものになったといえます。この私たちの戦争への不安や恐怖を具体的な精神的苦痛として訴えていく上で、平和的生存権の“闘いの武器”としての有効性を問うこととなります。また、平和的生存権は、「全世界の国民が等しく有する」（憲法前文）ものであり、この権利を行使することは、他国の国民の平和的生存権の享受に貢献し、アジア・世界の平和に貢献することになるのです。

厳しい闘いになりますが、力を合わせて闘いぬいていきましょう。

違憲訴訟の提訴にあたって

岡村正淳（違憲訴訟の会・大分 共同代表 弁護士）

深夜まで国会を取り囲んだ国民の抗議の声、元最高裁長官をはじめとする専門家、学者の批判にも耳をかさずに強行採決された「安全保障法制」が違憲であることはいまさら言うまでもないことです。憲法98条は、憲法は国の最高法規であり、これに反する国家の行為は無効だと明確に規定しています。それでも安倍政権の暴走は止まりません。この暴走に歯止めをかけるべく、私たちは違憲訴訟に立ち上がりました。裁判所には、違憲立法審査権という国家権力の憲法違反をチェックする権限があるからです。わが国の裁判所は伝統的に違憲審査権の行使には消極的ですが、長沼訴訟やイラク派兵違憲訴訟のように違憲判断を勝ち取った前例もあります。狭き門ですが、運動と理論の力で裁判官の良心を鼓舞激励し、憲法を取り戻そうではありませんか。

会員になられた皆さんへ

「安保法制違憲訴訟の会・大分」の会員になられた方は、1月末現在で99名です（内原告は47名）。さらに会員を増やし、100名を越える原告を目標に、5月末を目途に第2次募集を行ないます。周囲の知人・友人に入会していただくようお願い下さい。

会のHPが立ち上がりました。訴状も掲載されています。是非ご一読下さい。パソコンをお持ちでない方で希望される方には訴状をお送りしますので、お知らせ下さい。

会に入会された方で会費が未納の方は年会費2,000円をお振込み下さい。